

宇部市公正入札調査委員会設置要領

平成7年3月16日制定

1 趣旨

建設工事等（宇部市建設工事等請負業者選定要綱（平成6年4月1日制定）第2条第1項の建設工事をいう。以下同じ。）の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対する的確な対応を行うため、総務財務部に公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 調査審議事項

委員会においては、建設工事等について入札談合に関する情報があった場合には、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

3 構成

委員会は、総務財務部長を委員長とし、総務財務部次長、契約課長並びに入札談合に関する情報に係る工事を所掌する部長、局長又は総合支所長、次長及び課長をもって構成するものとし、必要に応じて委員長代理を置くことができるものとする。

4 会議

委員会は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に替えることができるものとする。

5 事務局

委員会の事務局は、契約課に置くものとする。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。